

平成 22 年度 伊豆市特定事業主行動計画 実施状況報告書

平成 22 年 4 月に策定した伊豆市特定事業主行動計画（後期計画：平成 22 年～平成 26 年度）に基づき、取り組みを着実に実施するために、前年度の実施状況を報告します。

主な取り組み

1 育児休業制度の見直しと取得促進

(1) 男性職員が育児休業を取得しやすくする制度の導入

平成 22 年度（6 月 30 日から適用）から、子の出生の日から 8 週間以内に育児休業を開始・終了した場合は、特別の事情がなくとも再び育児休業することができるように見直しました。

2 育児休業等を取得しやすい環境の整備

(1) 育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用制度の活用

育児休業中の課員の業務を遂行することが困難なときは、任期付採用職員を採用できる「伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を制定しました。

3 休暇取得の推進

(1) 子どもの看護休暇の見直し

子が 1 人の場合は年度で 5 日、2 人以上の場合は年 10 日まで取得できるよう見直しました。

4 育児休業等の取得状況（暦年の実績）

休暇等の区分	平成 22 年		平成 21 年	
	男性	女性	男性	女性
育 児 休 業	0 名	14 名	0 名	15 名
育児短時間勤務	0 名	1 名	0 名	0 名
部 分 休 業	0 名	2 名	0 名	0 名